



19年度区政モニターを募集します

区政の課題と一緒に考えませんか?

区では、区政について区民の皆さんのがごろ感じていることや、ご意見などをお聞きし、区政運営に反映させるため、「区政モニター」を募集します。

区政をもっと知りたい方、区政に関心のある方、一緒に区政を考えてみたい方、ぜひご参加ください。

【問合せ】区政情報課広聴係
(本庁舎3階) ☎ (5273) 4065
へ。



会議テーマ「ごみ減量・リサイクル」で新宿清掃事務所新宿中継所を見学

【任期】6月1日～20年3月31日

【対象】19年4月1日現在、区内に1年以上在住で18歳以上の方、50名(外国人は新宿区内に1年以上登録期間があり、日本語で読み・書き・話すことができる方。公務員、18年度区政モニターの方を除きます)

【活動内容】①モニター会議等への出席(年4回、平日午後に開催予定)、②区政に関するご意見等の提出(任意で随時)、③区政モニターを運営する上で、区長が特に必要と認めたこと

【謝礼】会議への出席1回に付き2,000円

【応募方法】所定の申込書(区政情報課・特別出張所に備付け)に記入し、5月8日(火)までに区政情報課広聴係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎3階) ☎ (5273) 4065・FAX (5272) 5500へ郵送・ファックスまたはお持ちください。申込書は新宿区ホームページからも取り出せます。

※なお、応募者多数の場合は、地域・年齢・性別を考慮するとともに、過去に区政モニター等を経験していない方を優先して選出します。

結果は5月下旬までに応募者全員にお知らせします。

『19年度モニター会議のテーマ』

それぞれのテーマについて、区の取り組みを説明し、モニターの皆さんと意見交換を行います。

第1回(6月)…見つけよう新宿の歴史・文化

第2回(9月)…新宿の将来を考える(区政運営のあり方)

第3回(11月)…放置自転車をなくそう

第4回(1月)…ふれあい、参加、協働のまちづくり

※テーマと時期は変更する場合があります。



会議の様子



会議テーマ「10年後の新宿のまちを考える」で歌舞伎町を視察

『18年度区政モニターの方から』

◆会議に参加し、とても有意義だった。モニターになって、新宿区民であるという自覚が出てきた。これからもモニター制度を継続してほしい。(30歳代・女性)

◆4回の会議に参加して、区政が身近になり良い体験だった。現役の若い人たちの参加がほしい。(70歳代・男性)

◆区の施策の一端を見る機会を得て、今後も新宿区で生活していく上で、貴重な経験となった。(50歳代・女性)

誰もがいきいきと暮らせる新宿区を目指して ～障害福祉計画を策定しました

区では、障害者自立支援法に基づき、障害のある方に必要なサービスを計画的に確保し提供するため、「新宿区障害福祉計画」を策定しました。

計画の策定に当たっては、障害者施策推進協議会での議論のほか、障害者の方へのニーズ調査やパブリック・コメント(意見公募)の実施等、多くのご意見を参考にしました。

今回は、計画の主な内容とパブリック・コメントでお寄せいただいたご意見の一部と区の考え方を紹介します。計画の全文およびすべてのご意見と区の考え方は、障害者福祉課・予防課・区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページの障害者福祉課のページでもご覧いただけます。計画本文の音声テープを希望する方は障害者福祉課へご連絡ください。また、計画書は区政情報センターで有償発行しています。

【問合せ】障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階) ☎ (5273) 4516・FAX (3209) 3441、予防課予防係(第2分庁舎3階) ☎ (5273) 3859へ。

計画の主な内容

▶ 基本的理念

次の基本理念に基づき障害福祉計画を定め、今後の施策を推進していきます。

◎障害者の自己決定と自己選択の尊重

◎三障害(身体・知的・精神障害)に係る制度の一元化の下での総合的なサービスの推進

◎地域生活移行や就労支援等の新しいサービス提供体制の整備

▶ サービス提供体制整備の基本的な考え方

サービス提供体制を、次の基本的な考え方に基づき整備していきます。

◎必要な訪問系サービスを障害の区別なく充実します。

◎希望する障害者の方への日中活動系サービスおよび短期入所を充実します。

◎グループホーム・ケアホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進します。

◎福祉施設から一般就労への移行等を推進します。

◎必要な入所施設の整備を推進します。

◎相談支援の提供体制を確保します。

▶ 目標

基本的な考え方を踏まえて、次の3つの目標を定め、平成23年度中の達成を目指し、重点的にサービス体系の整備を行います。

(1)地域での生活を希望する福祉施設入所者が、安心して生活する環境を整備し、地域生活移行を推進します。

(2)「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の地域への移行を進めます。

(3)重層的就労支援体制を構築し、福祉施設から一般就労への移行者数を26名以上とします。

▶ 各サービスの必要量見込み、提供のための基本的な考え方、サービス提供体制確保の方策

障害福祉サービスおよび新宿区地域生活支援事業の必要量を見込み、各サービス提供のための基本的な考え方・確保の方策を定めました。

● 障害福祉サービス

「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「生活介護」「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」「療養介護」「児童デイサービス」「短期入所」「共同生活援助」「共同生活介護」「施設入所支援」「相談支援」

● 地域生活支援事業

「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業(手話通訳者派遣・要約筆記者派遣・手話通訳者設置事業)」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業(個別支援型・グループ支援型)」「地域活動支援センター」「福祉ホーム事業(身体障害者福祉ホーム・精神障害者福祉ホーム)」「日中一時支援事業(日中ショートステイ事業・障害児等タイムケ

ア事業)」「生活サポート事業」

▶ 利用者負担と負担軽減への取り組み

◎障害福祉サービス・補装具費・地域生活支援事業については、相談支援事業等の利用者負担にならない事業を除き、原則1割の定率負担とし、それに月額上限額を設定します。

◎障害福祉サービスと地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援等)とを同月に利用する場合は、合算して障害福祉サービスの月額上限額を適用し、負担を軽減します。

◎急激な利用者負担の増加を緩和するために、経過措置として、障害福祉サービス(一部を除く)・補装具費・地域生活支援事業に利用者負担の軽減策を実施してきましたが、地域の障害者の状況を踏まえ、区として、既に実施している軽減策に加え、平成19年度・20年度の措置として新たな負担軽減を実施します。

▶ パブリック・コメントで皆さんからお寄せいただいた主なご意見と区の考え方を紹介します(意見総数…113件)。

(ご意見)障害者の親の高齢化が進んでいる。早急に区内入所施設の整備をして欲しい。



(区の考え方)障害者の方が住み慣れた地域で生活を続けることを支援するために、入所施設としての役割と、在宅生活のバックアップ機能としての役割を果たす拠点として、地域生活支援型の入所施設の区内設置が重要課題と考えています。このため区内に入所施設を設置する社会福祉法人に対して必要な支援を実施していきます。

(ご意見)視力障害者や車イス等を利用する身体障害者への居住サポートも行って欲しい。

(区の考え方)視力障害者等を含む身体障害者の方を対象とした住宅入居等支援事業(居住サポート事業)を、19年4月から区立障害者福祉センターで実施します。